

[1-1 全面委託工区除排雪 A-1]

除排雪作業委託契約の一部変更契約書

青森市中央1丁目22番5号

委託者 青森市

受託者

保証人

上記当事者間において、令和7年10月31日に締結した除排雪作業委託契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更するため、次のとおり契約を締結した。

第1条 「原契約書」第3条第1項中、「金 円（うち 円は、消費税額と地方消費税額の合算額）」を「金 円（うち 円は、消費税額と地方消費税額の合算額）」に改める。

第2条 「原契約書」第3条第3項中、「2回目については、金 円を令和8年3月31日」を「2回目については、金 円を令和8年3月31日」に、同条同項ただし書き中「2回目については、金 円とする」を「2回目については、金 円とする」に改める。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2部作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、「原契約書」において、保証人が契約の保証をなしたときは、この契約書を3部作成し、委託者、受託者及び保証人が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月 日

委託者 青森市長 西 秀 記 印

受託者 印

保証人 印

青市道維第699号

令和8年3月26日

青森市除排雪事業者 各位

(全面委託工区受託事業者)

青森市長 西 秀記

(公 印 省 略)

除排雪作業委託契約における精算方法の取扱いについて（協議）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年10月31日に締結した除排雪作業委託契約書（以下「原契約書」という。）に基づく委託料の算定方法について、別紙1のとおり協議いたします。

なお、協議内容を踏まえ別紙2について、令和8年3月30日までに回答くださるようお願いいたします。

青森市都市整備部道路維持課

担当：雪対策室 福永、成田、織田

電話：017-752-8584 FAX：017-752-9019

協 議 書

(目的)

第1条 本協議書は、青森県が定める「令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱」に基づき、特定期間における除排雪業務に係る委託料の算定方法について、特例的な取扱いを定めることを目的とする。

(対象期間)

第2条 対象期間は、令和8年2月6日から令和8年2月21日までとする。

(精算方法の選択)

第3条 本業務に係る委託料の算定方法については、受託者は次の各号に掲げるいずれかの方法を選択するものとする。

- 一 特例精算方式（時間単価適用）
- 二 通常精算方式（総価契約適用）

(特例精算方式)

第4条 受託者が前条第一号の特例精算方式を選択した場合における対象期間の委託料は、原契約書第3条及び第6条の規定にかかわらず、別表に定める単価に基づき、車両及び機械の稼働時間その他の実績に応じて算定するものとする。

(降雪量の取扱い)

第5条 前条の特別精算方式を選択した場合においては、対象期間における累計降雪量は、原契約書第6条第1項に規定する累計降雪量の算定から控除するものとする。

- 2 前項の累計降雪量は、原契約書第6条第2項の規定に基づき、青森地方気象台の観測値を基に委託者が算出するものとする。

(二重計上の排除)

第6条 対象期間に係る業務については、第4条の規定により算定する委託料に含めるものとし、原契約書第6条の規定による委託料の算定には含めないものとする。

(対象期間以外の取扱い)

第7条 特例精算方式を選択した場合において、対象期間以外の期間に係る委託料については、原契約書の規定を適用する。

(通常精算方式)

第8条 受託者が第3条第二号の通常精算方式を選択した場合は、対象期間を含め、全期間について原契約書の規定を適用するものとする。

(選択の確定)

第9条 受託者は、速やかに精算方法を選択し、別紙により委託者に通知するものとする。

- 2 一旦選択した精算方法は、変更することができない。

(適用関係)

第10条 本協議書は原契約書と一体をなすものとし、本協議書に定める事項については原契約書に優先して適用する。

青森市長 殿

除排雪作業委託契約における精算方法の取扱いについて（回答）

令和8年3月26日付け「除排雪作業委託契約における精算方法の取扱いについて（協議）」
について、弊社が受託する（工区名）_____の委託契約
の精算方法を下記の通り選択いたします。

- ・ 特例精算方式（時間単価適用）
- ・ 通常精算方式（総価契約適用）

（受託者において選択する精算方式に○を付すこと）

令和 8年 3月 日

受託者

印

【R7年度シーズン契約委託料変更一覧表 通常精算版】

○同封の契約書に押印し、印紙税額の欄に記載されている額の印紙を貼ってください。割り印も必ずお願いします。

○当初契約にて保証人を立てている場合は、当初契約と同じ保証人の押印も必ずお願いします。

○完了届はシーズン契約のみ提出をお願いします。単価契約は完了届は不要です。

事業者名	契約区分	契約 No	工区・路線名	延長 (km)	当初契約額	変更率 (%)	追加延長 (km)	路線延長追加による変更額	累計降雪量による変更額	市民雪寄せ場排雪作業による変更額	連携除排雪による変更額	変更額計	変更後契約額	印紙税額
				km	円	%			円			円	円	円

【R7年度シーズン契約委託料変更一覧表 特例精算版】

○同封の契約書に押印し、印紙税額の欄に記載されている額の印紙を貼ってください。割り印も必ずお願いします。

○当初契約にて保証人を立てている場合は、当初契約と同じ保証人の押印も必ずお願いします。

○完了届はシーズン契約のみ提出をお願いします。単価契約は完了届は不要です。

事業者名	契約区分	契約 No	工区・路線名	延長 (km)	当初契約額	変更率 (%)	追加延長 (km)	路線延長追加 による変更額	累計降雪量 による変更額	市民雪寄せ場 排雪作業による 変更額	連携除排雪等 による変更額	変更額 計	変更後契約額	印紙税額
				Km	円	%			円			円	円	円

令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、青森市における生活道路の除排雪が滞り、県民の日常生活に困難を来している状況を打開するため、青森市が実施する令和8年豪雪災害に伴う緊急的な除排雪に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、青森市に対し令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、補助金の交付の対象となる「令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業」（以下「補助対象事業」という。）とは、令和8年豪雪災害に伴い、令和8年2月6日から令和8年2月21日までの間に、県の支援を受けて青森市が行った生活道路全170工区における緊急的な除排雪事業をいう。

(交付の対象及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した委託料とする。ただし、青森市が別に定める令和7年度除排雪単価表（別表1）の1時間当たり単価に、補助対象事業に要した工区ごとの作業時間を乗じて算定した額の合計額を上限とする。

2 除排雪事業者と締結した全面委託工区除排雪作業委託契約に基づき支出した委託料は、補助対象経費から除くものとする。ただし、補助対象事業としての支出であることが明らかであるものについてはこの限りでない。

3 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から国庫支出金、寄附金その他補助対象事業に係る本補助金以外の歳入を除いた額又は10億円のいずれか低い額以内の額とする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 別記様式1

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助対象事業について、内容の変更（補助金の増額を伴わず、補助対象事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）を加える場合において、



補助金交付決定額の変更申請書（第2号様式）に別記様式1を添付して知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助対象経費の執行に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これら書類を令和8年4月1日から5年間保管しておくこと。

(実績報告)

第6 規則第12条の規定による報告は、令和8年4月10日までに実績報告書（第3号様式）によるものとする。

2 前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 別記様式2

(2) 稼働した機械及び稼働時間がわかるもの

(3) 市職員が実施個所を確認したことがわかるもの

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行し、令和8年2月21日から適用する。

別表 1

令和7年度除排雪車両単価表

区分	規格	夜間		昼間		該当機種例 (差付無し積負半価)				(単位:円)	
		積負半価	うち消費税	積負半価	うち消費税	夜間		昼間		運搬費 (片道 10km毎)	うち消費税
						積負半価	うち消費税	積負半価	うち消費税		
ダンプ	2t	14,190	1,290	12,760	1,160	9,944	904	8,998	818		
	4t	15,840	1,440	14,520	1,320	11,110	1,010	10,164	924		
	8t	19,470	1,770	18,040	1,640	13,640	1,240	12,650	1,150		
	10t	22,550	2,050	21,230	1,930	15,730	1,430	14,850	1,350		
トラクタ ショベル	0.34m³	17,710	1,610	16,060	1,460						
	0.6m³	20,130	1,830	18,370	1,670						
	0.8m³	21,230	1,930	19,470	1,770						
	0.9-1.0m³	22,550	2,050	20,680	1,880						
	1.2m³	23,320	2,120	21,450	1,950						
	1.3-1.4m³	23,870	2,170	22,000	2,000						
	1.5-1.7m³	27,720	2,520	25,850	2,350						
	1.9-2.1m³	30,470	2,770	28,710	2,610						
	2.3m³	32,010	2,910	30,250	2,750						
	2.5-2.9m³	33,660	3,060	31,790	2,890						
	3.1-3.3m³	37,950	3,450	36,190	3,290						
	3.5m³	39,490	3,590	37,730	3,430						
	4.0m³	43,120	3,920	41,360	3,760						
	4.5m³	46,970	4,270	45,210	4,110						
	5.0m³	49,500	4,500	47,740	4,340						
タイヤ ドーザ	8t(1.4m³)	29,370	2,670	27,610	2,510						
	11t(1.5-1.7m³)	32,010	2,910	30,690	2,790						
	13t(2.3m³)	35,530	3,230	34,100	3,100						
	16t(2.4-2.6m³)	42,240	3,840	40,810	3,710						
	19t	45,100	4,100	43,670	3,970						

○誘導員及び交通整理員

区分	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
誘導員及び交通整理員	4,653	423	3,102	282

○橋梁歩道・狭路歩道(人力・ハンドガイド)1m当たり

区分	単価	うち消費税	備考
橋梁歩道	177	16	人力
狭路歩道	152	13	ハンドガイド

※備考 委託料の計算は、次のとおりとする。

- 除雪作業の場合の委託料は、除雪単価に除雪作業のキロ数を乗じて得た額。
- 排雪作業の場合の委託料は、車両等の区分による1時間当たりの単価にそれぞれ排雪作業時間数を乗じて得た額の合計額。
(1時間当たり未満の場合は15分単位とし、15分は0.25時間、30分は0.50時間、45分は0.75時間とし、それぞれの単価に乗じる。)
- 税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。
(1円未満切り捨て)

区分	規格	夜間		昼間		運搬費 (片道 10km毎)	うち消費税
		積負半価	うち消費税	積負半価	うち消費税		
						ブルドーザ	3t
10t(盛地用)	23,760	2,160	22,000	2,000	61,600		5,600
13t(盛地用)	26,290	2,390	24,530	2,230	66,000		6,000
16t(盛地用)	31,130	2,830	29,370	2,670	84,700		7,700
グレーダ	ブレード幅3.1m	44,880	4,080	41,250	3,750	-	-
	ブレード幅3.7m	51,040	4,640	47,410	4,310	-	-
	ブレード幅4.0m	57,970	5,270	54,450	4,950	-	-
	ブレード幅4.3m	67,320	6,120	63,690	5,790	-	-
バックホウ	加圧型0.2m³	16,280	1,480	14,850	1,350	53,900	4,900
	加圧型0.35m³	18,370	1,670	16,830	1,530	66,000	6,000
	加圧型0.4m³	18,920	1,720	17,380	1,580	72,600	6,600
	加圧型0.5m³	19,800	1,800	18,260	1,660	84,700	7,700
ロータリ 除雪車	加圧型0.6m³	23,320	2,120	21,780	1,980	100,100	9,100
	80PS級	42,020	3,820	39,600	3,600	-	-
	100PS級	51,370	4,670	48,950	4,450	-	-
	130PS級	54,890	4,990	52,470	4,770	-	-
	220PS級	79,640	7,240	75,900	6,900	-	-
	250PS級	81,730	7,430	77,990	7,090	-	-
	300PS級	84,700	7,700	80,960	7,360	-	-
330PS級	106,260	9,660	102,520	9,320	-	-	
散布車 (車載)	400PS級	116,270	10,570	112,530	10,230	-	-
	500PS級	133,100	12,100	129,800	11,800	-	-
凍結防止剤散布車(積込・清掃)	1.0-1.5m³	33,110	3,010	29,920	2,720	-	-
	2.0-2.5m³	36,850	3,350	33,660	3,060	-	-
除雪 トラック	7t積×4×4普通	41,360	3,760	38,940	3,540	-	-
	10t積×6×6普通	48,290	4,390	45,760	4,160	-	-

○貸与車両

区分	規格	夜間単価	うち消費税	昼間単価	うち消費税
小型 ロータリ	80PS級	21,340	1,940	18,920	1,720
	100PS級	22,220	2,020	19,800	1,800
	130PS級	22,440	2,040	20,020	1,820
ロータリ 除雪車	250PS級	33,440	3,040	29,700	2,700
	300PS級	33,770	3,070	30,030	2,730
	400PS級	36,740	3,340	33,000	3,000
グレーダ	ブレード幅3.7m	29,480	2,680	25,850	2,350

○除雪(1km当たり)

区分	単価	うち消費税
全面委託工区	38,170	3,470
指定委託工区	33,880	3,080
幹線委託路線	56,430	5,130
補助幹線委託路線	33,880	3,080
郊外幹線委託路線	33,880	3,080